

新潟県国民健康保険団体連合会

## 理事会議事録

令和元年 7 月 17 日

自治会館本館 301 会議室

出席者 理事本人の出席 11名  
書面による出席 4名  
監事 1名

開会 午後2時45分

## 開 会 宣 言

星総務課長が開会宣言を行う。

## 理 事 長 挨拶

### 【新潟県国民健康保険団体連合会 久住理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、6月21日政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019」いわゆる「骨太の方針」を閣議決定しました。

「同方針」の国保関係では、保険者機能の強化として、インセンティブの評価指標については、アウトカム指標の割合を計画的に引き上げるなど、保険者の計画的な取り組みを促すこととし、例えば健診、レセプト情報を活用した糖尿病等重症化予防、保険者間のデータ連携・解析等に取り組む保険者を重点的に評価するとしております。

また、法定外繰入については、国保財政を健全化する観点から、保険者支援制度における加算・減算双方向のインセンティブ措置を導入し早期解消を促すとされております。

更に、普通調整交付金の配分については、来年度に向けて、所得調整機能の観点や、標準的な医療費を基準とする観点から「引き続き地方団体と議論を継続する」とされましたが、「同交付金が担う自治体間の所得調整機能は重要で、配分見直しは行わないこと」を地方6団体として要請してきたところでもあり、今後の動きを注視していく必要があると考えます。

国保制度を取り巻く情勢が大きく変わる中で、本会といたしましても、共同事業の範囲拡大、拡充により、保険者の事務負担と経費の軽減を図るとともに、これまで以上に健康づくりや重症化予防に向けた医療、健診等の各種データの利活用を推進し、保険者の共同体としての役割を果たしていく所存であります。

最後になりましたが、本日の理事会は、平成30年度「事業報告」並びに「各会計決算」などをご審議いただき、第146回通常総会に提出するものであります。

後程、事務局より説明がありますので、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

# 議 事

## 【議長 久住理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

## 【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきましたので、私から指名させていただきます。上越市の村山市長さん、阿賀野市の田中市長さんのお二人を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案審議に入ります。まず始めに、議決事項の(1)「平成 30 年度事業報告(案)」について事務局の説明を求めます。

## 【事務局 岡田事務局長】

事務局長を務めております。岡田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議決事項の(1)「平成 30 年度国保連合会事業報告」について説明します。資料No.1 の 1 ページをお開きください。

第 1 一般状況の 1 会員等の状況ですが、平成 30 年 4 月 1 日付けにて、県が国保保険者となり、本会の会員となりましたので、平成 31 年 3 月末現在、前年度より 1 増の 34 の会員数となっております。(2) の被保険者数については、平成 30 年 3 月末から 1 万 7,948 人減の 486,384 人となっております。ここ数年の傾向ですが、国保の被保険者数の減少が続いている状況でございます。これは、国保加入者の後期高齢者への移行や平成 28 年 10 月施行の年金機能強化法による社会保険適用拡大などで、国保から被用者保険への加入者が増加したことなどが減少の要因と思われれます。

次に 2 の役員の状況ですが、平成 31 年 3 月末の状況でございます。県が本会の会員となり、役員につきましても平成 30 年 6 月に県福祉保健部長さんから就任いただきましたので、役員定数は 19 名となっております。現員数については、定数の 19 名を満たしております。

3 の事務局の状況についてはご覧のとおり、8 課体制で業務を行わせていただきました。

2 ページをお開きください。4 機関会議の開催です。(1) の通常総会は 2 回、(2) 臨時総会は 1 回、(3) 理事会は 3 回、(4) の皿の監事会につきましても、日程上、持ち回りで開催しましたので 3 日間となっております。3 ページ上段の(5) 正副理事長会議は 2 回、(6) 幹の幹事会は 2 回開催しております。各会議の議事については、記載のとおりでございます。

次に、4 ページをお開きください。(7) 委員会の開催ですが、共同事業検討委員会、広報委員会及び保健事業推進委員会の開催状況等でございます。

4 ページ中ほどには、5 諸会議・各種研修会の開催及び参加状況がございます。(1) 本会

主催関係、4 ページ下段から 6 ページ上段にかけて (2) 東北地方国保協議会関係、6 ページから 14 ページ上段には (3) 国民健康保険中央会関係、14 ページ中段から 15 ページには (4) 審査関係、各関係団体諸会議等の開催状況、(5) 審査関係職員研修の実施状況を記載しております。

次に 16 ページをお開きください。6 国民健康保険事業改善強化運動の推進として、国保制度改善強化全国大会開催状況と決議事項です。本県からは、24 名の参加をいただいております。大会で決議された 9 項目について、実行あるものとするため、大会終了後、新潟県選出国會議員に対しまして、陳情・要請を行いました。

続きまして、17 ページの第 2 事業実施状況でございます。1 の一般事業ですが、(1) 広報宣伝に関することでは、記載の①国保新聞発送と普及促進をはじめ、⑦の国保制度周知パンフレットの作成などを行わせていただき、保険者に対する諸情報の提供と被保険者に対する広報、啓発活動の推進に努めました。(2) 共同事業に関することでは、平成 30 年度からの市町村国保都道府県単位化を踏まえ、各種の共同事業を拡充し、実施したほか、①の本会の共同事業検討委員会、②県の国民健康保険連携会議部会におきまして、県及び保険者と緊密な連携を図り、国保事務の円滑な運営、各種共同事業の一層の拡充に向けた協議及び調査・研究を行っております。

19 ページの (3) 保険者が行う保健事業への支援では、①国保・後期高齢者ヘルスアップ事業について、アの保健事業支援・評価委員会を 6 回開催し、公衆衛生学を専門とする先生方から 15 保険者に指導・助言を行っていただきました。②医療費分析・国保データベース (KDB) システム等を活用した保健活動事業支援については、アとして、保険者のご要望に対しましての医療費データ等の提供を行いました。記載のとおり、22 の保険者に対しまして、特定疾病の被保険者集計、重複薬剤処方状況等を提供させていただきました。

21 ページをお開きください。2 本会に事務局を設置する事業についてです。(1) の国民健康保険診療施設に関することでは、表に記載の、総会の開催をはじめ、研修会への参加など、ご覧の各種事業を実施し、診療施設活動の充実に努めました。(2) の国保運営協議会に関することでは、国保制度を取り巻く環境は大変厳しい状況にある中、国の動向を踏まえ、国保制度の円滑な運営に寄与するよう政府・国会に対し働きかけを行いました。具体的な取組内容については、記載のとおりでございます。(3) 新潟県保険者協議会に関することですが、本体会議の開催及び各部会の開催状況については、記載のとおりでございます。

22 ページをお開きください。3 共同電算処理事業についてです。(1) の国保総合システムの運用については、記載の①から④のシステムを活用し、保険者の国保事務の円滑な業務運営に努めました。(2) 平成 30 年 4 月稼働した国保情報集約システムの運用については、県が国保保険者になることに伴いまして、被保険者が同一県内で住所移動した場合に、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を市町村に提供する等、情報連携の支援に努めました。(3) 国保総合システムにおける各システムの主な業務についてですが、①レセプト電算処理システムから④の国保共同電算処理システムまでの主な実施業務を記載しております。

続きまして、25 ページをお開きください。4 新潟県後期高齢者医療広域連合からの受託業務についてです。審査支払業務のほか、(1) 給付関係現金支給処理業務から 26 ページの

(5) 後発医薬品利用差額通知書作成業務を受託し、円滑な運営の寄与に努めました。各業務の実績については、記載のとおりでございます。

27 ページをご覧ください。第3 診療報酬等審査支払の状況です。1 の医科・歯科・調剤の状況でございます。平成30年度の診療報酬の審査支払業務については、審査事務共助の充実強化を図るため、審査支援システムを活用し、システムチェック項目の拡大を行っております。また、審査基準の統一化を図るために全国国保連合会共通の審査基準を取り決め、診療報酬の適正な審査支払に努めました。(1) の診療報酬審査委員会ですが、平成29年度同様84名の審査委員により、毎月土曜日・日曜日を含む5日間、審査委員会を開催し、レセプト審査にあたっていただきました。(2) の審査決定状況ですが、国保分の受付件数は約875万4,000件と前年度より14万9,000件の減となっております。また、28ページ上段の後期高齢者分の受付件数は、対前年度比15万9,000件増の約1,055万6,000件でございます。

次に29ページの支払状況ですが、(1) の国保分については、対前年度比38億円減の約1,578億円となっております。受付件数、支払額ともに減となっておりますが、これはやはり、被保険者の減少によるものが主な要因と思われます。後期高齢者医療分については、対前年度比19億円増の約2,578億円となっており、この増については、国保とは逆に被保険者数の増加によるものと考えられます。

次に30ページの2 訪問看護療養費と31ページの3 柔道整復施術療養費の審査及び支払状況については、記載のとおりでございます。

32ページの4 出産育児一時金等の状況ですが、ご覧のとおり平成30年度の実績として、取扱件数は1,254件、支払額は約5億1,070万円となり、取扱件数、支払額ともに前年度を下回りました。

次に、34ページをお開きください。6 介護保険業務の状況でございます。(1) の介護保険認定者数は平成30年3月末から約3,600人増の145,206人となっております。35ページ下段の(5) 介護給付費等支払額の状況ですが、対前年度比で43億円増の約2,234億円となっております。この増加要因としては、高齢者人口の増加に伴う介護認定者数の増によるものと考えられます。

次に37ページをお開きください。7 障害者総合支援法関係業務です。(1) の③障害介護給付費等支払額、下段の(2) 障害児給付費の38ページ上段には③障害児給付費等支払額の状況を記載してございます。それぞれご覧のとおり、大きな伸びとなっております。この要因としては、障害介護及び障害児の支給決定者数の増加によるものと思われます。

39ページをお開きください。8 年金からの特別徴収業務です。保険者から本会への手数料及び本会から国保中央会への負担金の状況を記載してございます。

40ページには、9 医療費等の動きとしまして、平成26年度から平成30年度までの医療費等の推移を記載しております。

41ページをご覧ください。10 特定健診・特定保健指導等業務でございます。特定健診、国保分の取扱状況は、ご覧のとおり、対前年度比で件数・金額ともに減となりました。また、後期高齢者分については対前年度比で件数・金額ともに増加しております。

以上で「平成30年度の事業報告」について説明を終わります。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の(1)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(1)「平成30年度事業報告(案)」につきまして、ご承認いただき、これをこの先に開催される第146回通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

「異議なし」の声をいただきました。それでは異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

次に、議決事項の(2)「平成30年度各会計歳入歳出決算(案)」について、議決事項の(3)「平成30年度財産目録(案)」について一括して事務局の説明を求めます。

**【事務局 岡田事務局長】**

それでは、議決事項(2)「平成30年度各会計歳入歳出決算(案)」について説明します。資料No2の1ページから2ページの各会計決算状況をご覧ください。会計区分は、一般会計と6つの特別会計で構成しております。会計ごとに説明させていただきます。

まず、一般会計です。一般会計の財源は、保険者からの第一種負担金、国保診療施設を抱える市町村からの第二種負担金、求償実績に応じた受益者負担金、国からの補助金及び前年度繰越金等でございます。収入済額4億419万9,521円、予算現額に対しまして3,599万7,521円の増となっており、第一種負担金の算定基礎となる被保険者数は減少していますが、繰越金などが見込みを上回り3,600万円ほどの増となっております。支出済額2億8,895万1,235円、予算現額との差、7,925万765円の減は、給料、手当等で不用額が生じたことや、保険者が取り組む保健事業に対する联合会補助事業実績が伸びなかったことによるものです。また、予備費の充当は行っておりません。収支差引残額1億1,524万8,286円は全額翌年度に繰越させていただきます。

続きまして、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定です。収入済額14億2,394万1,054円、予算現額との差1億3,186万9,946円の減は、手数料等につきまして見込みを下回り減額となったことや、積立金の繰入において予算を下回ったことなどにより減額となっております。支出済額10億199万9,191円、予算現額との差5億5,381万1,809円の減は、役務費、委託料等での減額や、システム導入経費が見込みを下回ったことによる備品購入費での減額でございます。予備費の充当は行いませんでした。収支差引残額4億2,194万1,863円は、全額翌年度に繰越しさせていただきます。

次に、診療報酬審査支払特別会計の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定についてで

す。各特別会計の支払勘定は、保険者から頂いて医療機関等へ支払う受払勘定ですので、決算時に残額が生じないこととなりますが、差引残額が生じておりますので説明いたします。これは、平成 20 年 4 月から実施されております、70 歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置で、患者負担軽減分の 1 割分を国が負担し、医療機関へ支払うために本会に基金事業特別会計を設けて経理してまいりましたが、国の通知により、平成 27 年度以降については、基金事業から単年度補助金事業へと転換されております。現在、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定において経理しておりますが、概算払いによる交付であることから、返還額が生じております。差引残額 1 億 5,368 万 9,363 円は翌年度に繰越し、国の指示により国庫へ返還する予定でございます。

また、診療報酬審査支払特別会計の他の 3 つの支払勘定については、受払勘定になりますので説明は省略いたします。以下、後期高齢者医療事業関係業務特別会計、介護保険事業関係業務特別会計、障害者総合支援法関係業務等特別会計、特定健康診査・特定保健指導特別会計の支払勘定につきましても、受払勘定のため収支差引残額は 0 円となりますので説明は省略させていただきます。

次に、後期高齢者医療事業関係業務 特別会計の業務勘定です。収入済額 12 億 7,808 万 5,123 円、予算現額との差 114 万 9,123 円の増は、手数料の取扱件数について見込みを下回り減額となりましたが、繰越金などにおいて見込みを上回り、歳入についてはほぼ予算通りとなっております。支出済額 11 億 734 万 9,726 円、予算現額との差、1 億 6,958 万 6,274 円の減は、審査支払管理費の給料・職員手当等において不要額が生じての減額や、役務費、委託料等において見込みを下回り減額となっております。なお、予備費の充当は行いませんでした。収支差引残額 1 億 7,073 万 5,397 円は全額翌年度に繰越しさせていただきます。

次に、介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定です。収入済額 3 億 2,804 万 6,645 円、予算減額との差 3,961 万 8,355 円の減は、手数料の部分で取扱件数が見込みを下回ったこと、また、積立金の繰入れや繰越金において見込みを下回ったことなどが主な減額要因でございます。支出済額 2 億 1,143 万 4,784 円、予算減額との差 1 億 5,623 万 216 円の減は、審査支払管理費において委託料・備品購入費等で見込みを下回ったことなどによる減額となっております。予備費の充当は行っておりません。収支差引残額 1 億 1,661 万 1,861 円は、全額翌年度に繰越しさせていただきます。

続いて、障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定です。収入済額 8,561 万 695 円、予算現額との差 430 万 1,305 円の減は、繰越金で見込みを下回り減額となっております。支出済額 6,215 万 9,398 円、予算現額との差 2,775 万 2,602 円の減は、支払管理費の委託料・備品購入費等において見込みを下回り減額となっております。予備費の充当は行いませんでした。収支差引残額 2,345 万 1,297 円は、全額翌年度へ繰越しさせていただきます。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定です。収入済額 1 億 4,733 万 6,284 円、予算現額との差 2,646 万 4,716 円の減は、手数料の部分で取扱件数が見込みを下回ったことや、積立金の繰入で減額となっております。支出済額 1 億 4,728 万 4,474 円、予算現額との差 2,651 万 6,526 円の減は、総務管理費の委託料・備品購入費等で減額となっております。収支差引残額 5 万 1,810 円は全額翌年度へ繰越しさせていただきます。

役職員退職手当特別会計ですが、退職給付引当資産への積立分として、厚労省通知に基

づき、各会計から繰入れ、全額退職給付引当資産へ積立を行っております。また、退職者への退職金支給分につきましては、退職給付積立資産より取崩し、役職員退職手当特別会計へ繰入れ、退職金として支給しております。平成 30 年度決算合計では、予算現額 7,179 億 6,357 万 9,000 円、収入済額 6,857 億 7,767 万 4,460 円、支出済額 6,847 億 7,594 万 4,583 円、収支差引残額 10 億 172 万 9,877 円は、すべて翌年度へ繰越しさせていただきます。

詳細につきましては、3 ページ以降の各会計の決算書及び事項別明細書がございます。資料の 2 ページ右端に会計別にページを記載しておりますのでご覧ください。

また、附属資料としまして、複式会計による「平成 30 年度財務諸表」をお示ししておりますので、ご覧いただければと思います。以上で「各会計決算報告」を終わります。

続きまして、議決事項 (3)「平成 30 年度財産目録 (案)」について説明いたします。資料 No.3、1 ページをご覧ください。区分の欄ですが、財政調整基金積立資産から退職給付引当資産までの 4 つの積立資産については、平成 26 年 10 月 31 日付け厚生労働省通知に則り積立を行っております。また、財政調整基金積立資産、減価償却引当資産、レセプト電算処理システム導入作業経費積立資産、この 3 つの資産については、それぞれを一般会計と収益事業に係る 5 会計に区分しております。平成 30 年度末の現在高ですが、表の中ほどの合計の欄ですが、23 億 2,733 万 5,334 円となり、前年度より 1 億 8,700 万円ほどの増となっております。これは、固定資産の増加に伴う減価償却引当資産の積立額の増でございます。以上で説明を終わります。

#### 【議長 久住理事長】

ここで、本日は監事の方からもご出席いただいておりますので、監査結果のご報告をお願いします。

#### 【監事 関口十日町市長】

監事の関口でございます。それでは監査報告をいたします。

資料 No.4-1 の 1 ページをご覧ください。平成 30 年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告及び一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに財産管理状況につきましては、令和元年 6 月 27 日、関係者より説明を聴取するとともに、関係帳簿、並びに証拠書類に基づいて監査を行った結果、いずれも適正かつ正確に処理されていたことをここに報告いたします。

#### 【議長 久住理事長】

次に事務局から「会計検査の報告」並びに「平成 30 年度決算における実費弁償判定結果」について報告をお願いします。

#### 【事務局 岡田事務局長】

続きまして、「会計検査報告」をいたします。資料 No.4-1 の 2 ページをご覧ください。

平成 30 年度の財務諸表について、令和元年 6 月 11 日、税理士法人小川会計から会計検査を行っていただき、財政状態並びに決算状況を適正に表示していると認められたことを報告します。



次に、資料No.4-2「平成30年度決算における実費弁償判定結果」について説明いたします。本会が行う診療報酬等の審査支払業務に対する手数料は、昭和56年の厚生省通知によって、実費に見合う額として算定し、かつ、当該年度で剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料から控除するという実費弁償方式により行うこととし、平成25年度分からこの方式に則り経理しております。

1ページをご覧ください。平成30年度分につきましては、実費弁償方式による判定を行った結果、収益事業の5会計分の合計額がマイナスとなっておりますので、剰余は生じなかったことを報告いたします。なお、資料に記載の加算・減算等の調整につきましては、厚労省・国税庁・国保中央会で協議・決定された内容に基づき処理を行い、合計額がプラスであれば翌年度手数料から控除、マイナスであれば控除なしという取扱いとなっております。以上で説明を終わります。

**【議長 久住理事長】**

有難うございました。只今、事務局の説明と監査報告が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(2)「平成30年度各会計歳入歳出決算(案)」について、(3)「平成30年度財産目録(案)」についての2議題につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

次に、議決事項の(4)「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の創設(案)」について事務局の説明を求めます。

**【事務局 岡田事務局長】**

それでは、資料No.5の「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の創設(案)」について説明いたします。資料No.5の1ページをお開きください。

新たな積立資産の創設についての経緯等が記載されておりますが、これは、国保中央会が全国の国保連合会へ示した文書となります。この新たな積立資産については、ICTやAIを活用したコンピュータチェックの導入による審査支払業務等の取組に充てるため認められた積立資産でありまして、厚労省と国税庁との協議の上、当該年度の手数料収入の30%を上限として、新たに非課税で積立てられることになったものでございます。

これは、全国の国保連合会で統一した取組であり、本会におきましてもこの新たな積立

資産を創設することにつきまして、お諮りするものでございます。

なお、本会における新たな積立資産の創設をご承認いただいた後、議決事項（5）、（6）におきまして、関連する規程の改正及び令和元年度予算の補正につきましても、お諮りするものでございます。

また、本会の財務処理につきましては、実費弁償方式により行われており、5年ごとに所轄税務署へ確認申請書を提出しております。本年が確認申請書の提出年度となっておりますので、新たな積立資産を含めた令和元年度の補正予算書を理事会・総会でご承認いただいた後に、確認申請書と併せ、所轄税務署へ提出することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の（4）につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

（質問等なし）

**【議長 久住理事長】**

ご質問等がないようでありますので、議決事項の（4）「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の創設（案）」につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

**【議長 久住理事長】**

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

次に、議決事項の（5）「規則等の一部改正（案）」について事務局の説明を求めます。

**【事務局 岡田事務局長】**

それでは、議決事項（5）「規則の一部改正（案）」について説明します。資料No.6の1ページをご覧ください。

本会における新たな積立資産の創設については、先ほど、ご承認いただいたところでございます。国の通知に基づく一部改正となりますが、要旨をご覧ください。「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」を創設することに伴い、新たに規定を追加する改正でございます。次に、取扱の見直しに伴う一部改正として、表彰規程の一部改正でございます。以上で説明を終わります。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の（5）につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等がないようでありますので、(5)「規則等の一部改正(案)」につきまして、原案どおりご承認いただくことでご異議がございませんか。

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

次に、議決事項の(6)「令和元年度各会計歳入歳出予算の補正(案)」について事務局の説明を求めます。

**【事務局 岡田事務局長】**

それでは、議決事項(6)「令和元年度各会計歳入歳出予算の補正(案)」について説明いたします。資料No.7の1ページをお開きください。

診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算の第二次補正及び、ご覧の4つの特別会計、業務勘定の歳入歳出予算第一次補正でございます。これは、先ほど説明させていただいた、新たな積立資産の創設に関する補正として科目の新設を行わせていただくものでございます。

また、診療報酬審査支払特別会計の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定では、70歳前半の被保険者に係る一部負担金1割分を国が負担しておりますが、概算払いによる交付であることから、過払金が生じているため、差引残額については令和元年度に繰越し、国庫へ返還するため、増額補正を行うものでございます。以上で説明を終わります。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の(6)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(6)「令和元年度各会計歳入歳出予算の補正(案)」につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

有難うございます。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議決事項の(7)「役員の改選(案)」について事務局の説明を求めます。

**【事務局 岡田事務局長】**

それでは、議決事項の(7)「役員の改選(案)」についてです。  
令和元年7月31日で、現在の役員任期が満了になるための役員改選でございます。資料No.8の1ページをご覧ください。

本会役員選任規定により、県市長会、県町村会並びに国保組合協議会宛て役員の推薦依頼を行った結果、ご覧の皆様が推薦されましたのでご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の(7)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等ないようでありますので、議決事項の(7)「役員の改選(案)」につきまして、原案どおり承認いただき、通常総会に提出することに、ご異議ございませんか

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

有難うございます。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議決事項の(8)「第146回通常総会並びに理事会開催日程(案)」について事務局の説明を求めます。

**【事務局長 岡田事務局長】**

それでは、議決事項(8)「第146回通常総会並びに理事会開催日程(案)」についてです。  
資料No.9の1ページをご覧ください。

まず、第146回通常総会を7月29日(月)午後1時から自治会館別館9階「901会議室」において本日協議いただいた案件について、ご協議いただくため開催するものであります。また、総会終了後、役員改選に伴う、理事長、副理事長及び常務理事の互選を行うため、理事会を開催するものです。以上でございます。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の(8)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等ないようでありますので、議決事項の(8)「第146回 通常総会並びに理事会開催日程(案)」について原案どおり開催することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

有難うございました。それでは原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告承認事項に入ります。報告承認事項の(1)「役員の補充選任報告」について事務局の説明を求めます。

**【事務局長 岡田事務局長】**

それでは、報告承認事項(1)「役員補充選任報告」について説明いたします。資料No.10の1ページをお開きください。

本会理事でありました新潟県建築国保組合 富永武司理事長が平成31年3月31日を以って退任されたことに伴い、新たに関係団体(国保組合協議会)からの推薦により、同じく新潟県建築国保組合 佐藤正己理事長を4月10日付け、役員に委嘱しましたのでご報告いたします。以上で報告を終わります。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(1)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

有難うございました。次に、報告承認事項の(2)「規則等の一部改正等」について事務局の説明を求めます。

**【事務局長 岡田事務局長】**

それでは、報告承認事項(2)「規則の一部改正等」について説明いたします。資料No.11の1ページをお開きください。

平成31年3月14日、理事長より専決処分として決裁をいただいている案件の報告です。取扱等の変更に伴う一部改正となり、保健事業推進委員会設置要綱、第三者行為損害賠償求償事務処理規則の一部改正でございます。また、事務局組織等の見直しに伴う一部改正が2つでございます。

次に、令和元年5月27日に理事長より専決処分として決裁をいただいた案件のご報告でございます。新規事業の受託に伴う一部改正となります。要旨をご覧ください。これは、風しん対策事業に係る抗体検査等費用の支払業務を新規に受託することに伴い、会計処理の取扱いを定める改正となります。以上で説明を終わります。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(2)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等がないようでありますので、説明のとおりご承認いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

有難うございました。次に、報告承認事項の(3)「平成30年度各会計歳入歳出予算の補正」について事務局の説明を求めます。

**【事務局長 岡田事務局長】**

これも、理事長より平成31年3月14日に専決処分として決裁をいただいた案件でございます。資料No.12の1ページをお開きください。

介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算の第二次補正です。これは介護予防ケアマネジメント受入金の増に伴う補正でございます。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(3)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

有難うございました。次に、報告承認事項の(4)「令和元年度各会計歳入歳出予算の補正」について事務局の説明を求めます。

**【事務局長 岡田事務局長】**

報告承認事項の(4)「令和元年度各会計歳入歳出予算の補正」についてです。

これにつきましても、理事長より令和元年5月27日に専決処分として決裁をいただいた案件です。資料No.13の1ページをご覧ください。

診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算の第一次補正です。これは風しん対策事業の新規受託に伴う業務勘定における手数料の増額補正及び風しん対策事業の新規受託に伴う支払勘定の新設及び増額補正でございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**【議長 久住理事長】**

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(4)につきましても、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

**【議長 久住理事長】**

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【議長 久住理事長】**

有難うございました。続きまして、「その他」となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

**【事務局長 岡田事務局長】**

特にございません。

**【議長 久住理事長】**

特にないようでありますので、以上をもちまして、本日、提出された議案の審議がすべて終了いたしました。折角の機会でございますので、皆さんから他に何がございましたらお願いいたします。

(特になし)

**【議長 久住理事長】**


特にないようでありますので、以上をもちまして、議事を終了いたします。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。大変、有難うございました。

閉会 午後 3 時 30 分



ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 元 年 8 月 27 日

議 長 久住 時男 

令和 元 年 8 月 16 日

署名理事

村山 秀幸 

令和 元 年 8 月 21 日

署名理事 田中 清善 

